

◆再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備・蓄電設備)設置経費等の内訳等確認書(申請用)

◎ 太陽光発電設備に係る経費

項目	数量	設備容量 (kW)	型式	金額(税抜き/円)
① 太陽電池モジュール				
② 架台				
③ パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)				
④ 発電電力等の計測器				
⑤ 設置工事等に係る費用 (配線・配線器具の購入・電気工事・現場管理費等諸経費を含む)				
⑥ その他付属機器				
⑦				
⑧ 消費税				
合計(税込み)				
合計(税抜き)				
導入手法(該当に○)	個人・自社購入		リース	PPA

◎ 蓄電設備に係る経費

項目	数量	蓄電容量 (kWh)	型式	金額(税抜き/円)
① 蓄電設備				
② パワーコンディショナ(蓄電設備の電力変換装置分)				
③ 設置工事等に係る費用 (配線・配線器具の購入・電気工事・現場管理費等諸経費を含む)				
④				
⑤ 税抜き・1kWh当たりの価格				
⑥ 消費税				
合計(税込み)				
合計(税抜き)				
導入手法(該当に○)	個人・自社購入		リース	PPA

◎太陽光発電設備の概要

項目	内容							
① メーカー名								
② 公称最大出力と使用枚数	①		W		枚	=		W
	②		W		枚	=		W
③ 合計出力			W	=			kW	小数点以下切り捨て

◎パワーコンディショナの概要

メーカー名	型式名	定格出力	台数
①		kW	台
②		kW	台
③ 合計出力		kW	小数点以下切り捨て

◎蓄電設備の概要

項目	内容							
① メーカー名								
② 蓄電容量と導入数	①		kWh		台	=		kWh
	②		kWh		台	=		kWh
③ 合計容量			kWh				kWh	小数点第2位以下切り捨て

◆補助金申請額

◎再生可能エネルギー設備を導入する場所(該当する方に「○」)

住宅		事業所等
----	--	------

◎ 申請する再生可能エネルギー設備の種類と交付申請額

再生可能エネルギー設備の種類		発電出力及び蓄電容量		補助金申請額	
①	自家消費型太陽光発電設備(パワーコンディショナーの出力と比較して出力が小さい方)		kW		円
②	蓄電設備		kWh		円

※入力内容に不備がある場合は補助金申請額欄に「E」が表示されます

◆太陽光発電設備の要件確認

◎ 太陽光発電設備要件確認

「需要家の敷地内に本事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電して消費する電力量を、当該再生可能エネルギー発電設備で発電する電力量の一定の割合(業務用:50%、家庭用:30%)以上とすること。」を確認する資料を提出してください。

年間発電電力量(見込) (A)  kWh/年

年間自家消費量 (B)  kWh/年

$(B) \div (A) \times 100 =$   %※

※ 業務用:50%、家庭用:30%を超えている必要があります。

※ (A) シミュレーションで推計した結果を記入してください。

(B) シミュレーションで推計した結果があれば記載してください。

自家消費量が推計できない場合は、電気使用明細書がある場合は、それを根拠として1年間の系統電力消費量を計算し、記載してください。

1年のうち数か月分しか明細書がない場合は、お持ちの明細をもとに1年間の系統電力消費量を推計してください。

明細書が全くない場合は、家族構成や在宅時間などをもとに推計する、又は、ご契約の電力会社から毎月の使用量を確認するなどし、集計してください。

算定根拠資料(別紙の添付でも可)

◆(太陽光発電設備・蓄電設備)別紙

(1)月別発電電力量(見込)等

	①発電電力量(見込)	②電力消費量
1月	kWh	kWh
2月	kWh	kWh
3月	kWh	kWh
4月	kWh	kWh
5月	kWh	kWh
6月	kWh	kWh
7月	kWh	kWh
8月	kWh	kWh
9月	kWh	kWh
10月	kWh	kWh
11月	kWh	kWh
12月	kWh	kWh
合計	0 kWh	0 kWh

(A)年間総発電電力量(見込み) =	0kWh	(B)年間電力消費量 =	0kWh
--------------------	------	--------------	------

※ ①は発電量シミュレーションの結果等をもとに記入すること。

※ ②は明細書がある場合は、それを根拠として記入すること。

1年のうち数か月分しか明細書がない場合は、お持ちの明細をもとに1年間の系統電力消費量を推計すること。

明細書が全くない場合は、家族構成や在宅時間などをもとに推計する、又は、ご契約の電力会社から毎月の使用量を確認するなどし集計すること。

◆再生可能エネルギー設備(車載型蓄電池・充放電設備)設置経費等の内訳等確認書(申請用)

◎ 車載型蓄電池(電気自動車又はプラグインハイブリッド車)の購入に係る経費

項目	数量	蓄電容量 (kWh)	型式	金額(税抜き/円)		
① 車両本体価格						
②						
③ 消費税						
合計(税込み)						
合計(税抜き)						
導入手法(該当に○)			個人・自社購入		リース	

◎ 充放電設備(V2H)に係る経費

項目	数量	型式	金額(税抜き/円)		
① 本体価格					
② 配線・配線器具の購入					
③ 電気工事費					
④					
⑤					
⑥ 消費税					
合計(税込み)					
合計(税抜き)					
導入手法(該当に○)		個人・自社購入		リース	PPA

◎ 車載型蓄電池の概要

項目	内容		
① 車両コード(可能であれば記載)※			※CEV補助金 補助対象車両一覧に記載の番号
② ブランド(メーカー)名			
③ 車名			
④ グレード			
⑤ 蓄電容量	kWh	計算上の補助金額	円
⑥ CEV補助金の補助金額			

◎ 充放電設備の概要

項目	内容	
① メーカー名		
② 型式名		
③ 充電出力		kW
④ 放電出力		kW

◆補助金申請額

◎ 申請する再生可能エネルギー設備の種類と交付申請額

再生可能エネルギー設備の種類	蓄電容量及び型式名	補助金申請額	
① 車載型蓄電池 ※計算上の補助金額とCEV補助金「銘柄ごとの補助金交付額」のいずれか低い額	kWh		円
② 充放電設備			円

◆車載型蓄電池の要件確認

「車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。」を確認する資料を提出してください。

ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合には、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書及び再エネ由来Jクレジット又はいずれか一方)の購入又は再エネ電力メニューから調達ができれば可とします。

○太陽光発電設備と接続する場合

$\text{年間走行距離 (km/年)} \times \text{電費 (kWh/km)} \times \text{申請車両台数} \div \text{地域別補正係数 (岩手県: 1,137kWh/年/kW)}$
--

年間走行距離(予定)	(A)		km/年
電費(カタログ電費・WLTCモード)	(B)		kWh/km
車両台数	(C)		台
地域別補正係数		1,137	kWh/年/kW

想定年間消費電力量をまかなうことができる  
太陽光発電設備発電設備容量  kW

既存又は導入する太陽光発電設備容量  kW

不足分を補う方法(該当するものに「○」)

グリーン電力証書の購入	
再エネ由来クレジットの購入	
再エネ電力メニューからの調達	

※ 再エネ発電設備での発電量又は再エネ電力証書の購入若しくは再エネ電力メニューから、年間走行距離をまかなう電力を確保することが必要です。

- (A) 過去1年間の車両走行実績や1年の平均走行距離などから算出し、記載してください。
- (B) カタログ電費がWLTCモード値でないものは、以下の方式でWLTCモード値見合いに換算してください。
  - ・JC08モード値の場合: JC08モード値 × 1.3
  - ・NEDCモード値の場合: NEDCモード値 × 1.3
  - ・EU-WLTPモード値の場合: 変換しない(カタログ値のまま)

なお、単位が「kWh/km」のため、「km/kWh」表記のものは、下記例のように変換してください。

【例】6.5km/kWhの場合、1kWh ÷ 6.5km ÷ 0.154kWh/km

(C) 導入する車両の台数を記入してください。

※ 市が実績報告を求めた際には、「不足分を補う方法」に示した方法で、電力の不足分を補っていることを証明する書類等の提出が必要となります。

算定根拠資料(別に添付でも可)

## ◆チェックリスト(自家消費型太陽光発電設備)

◎ 自家消費型太陽光発電設備に係るチェック項目(\* 中小企業等の場合のみ)

	チェック項目	チェック欄
①	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。	
②	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。	
③	電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。	
④	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める順守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。) 特に以下の(a)～(l)をすべて順守していること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。	
⑤	次のいずれかを満たすこと。 (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費した電力量を、当該太陽光発電設備で発電する発電量の一定の割合(業務用:50%、家庭用:30%)以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する太陽光発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。	
⑥	太陽光発電設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。	
⑦	太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。	
⑧	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	
⑨	市内の住宅又は住宅の敷地又は事業所等又は事業所等の敷地に設置されるものであること。	
⑩	他の法令又は予算制度に基づき補助等を得て実施する事業でないこと。	
*⑪	【PPA の場合】 PPA 事業者(需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 【リース契約の場合】 リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。	

## ◆チェックリスト(蓄電設備)

◎ 蓄電設備に係るチェック項目(\* 中小企業等の場合のみ)

	チェック項目	チェック欄
①	本補助事業における自家消費型太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。	
②	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	
③	<p>【業務用蓄電池(4,800Ah・セル以上):下記の条件を満たすこと】 一関市火災予防条例第13条で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【家庭用蓄電池(4,800Ah・セル未満):a~cの全てを満たすこと】</p> <p>a 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>b 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>(a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)</p> <p>(b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。</p> <p>(c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MW のいずれかとする。</p> <p>(d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>(e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>c 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※ 蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※ 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※ JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする</p>	
④	<p>【家庭用蓄電池(4,800Ah・セル未満):リチウムイオン蓄電池部の場合】 蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>	
⑤	<p>【家庭用蓄電池(4,800Ah・セル未満):リチウムイオン蓄電池部以外の場合】 蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。</p>	
⑥	<p>【家庭用蓄電池(4,800Ah・セル未満):リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合】 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。 ※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>	
⑦	<p>【家庭用蓄電池(4,800Ah・セル未満):リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合】 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。</p>	

⑧	業務用:19万円/kWh(工事費込み・税抜き)・家庭用:15万5,000円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムであること。	
⑨	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。	
⑩	市内の住宅又は住宅の敷地又は事業所等又は事業所等の敷地に設置されるものであること。	
⑪	他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
*⑫	<p>【PPAの場合】 PPA事業者(需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>【リース契約の場合】 リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>	



## ◆チェックリスト(車載型蓄電池)

◎ 車載型蓄電池に係るチェック項目(\* 中小企業等の場合のみ)

	チェック項目	チェック欄
①	車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。 再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方)の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行うものであること。	
②	通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。	
③	経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(以下、「CEV補助金」という。)」の「補助対象車両一覧」の銘柄であること。	
④	CEV補助金その他補助金と併用しないこと。	
⑤	個人が自ら使用し、又は市内にある事業所等の事業の用に供するために購入若しくは貸付けるものであること。	
*⑥	【リース契約の場合】 リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。	

◆チェックリスト(充放電設備)

◎ 充放電設備に係るチェック項目(\* 中小企業等の場合のみ)

	チェック項目	チェック欄
①	本補助金事業で導入した車載型蓄電池の付帯設備であること。	
②	<p>車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。</p> <p>再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方)の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行うものであること。</p>	
③	CEV補助金の交付対象となる銘柄であること。	
④	CEV補助金その他補助金と併用しないこと。	
⑤	市内の住宅又は住宅の敷地又は事業所等又は事業所等の敷地に設置されるものであること。	
*⑥	<p>【PPAの場合】 PPA事業者(需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>【リース契約の場合】 リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>	